

株 主 各 位

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
マルイト難波ビル

株式会社 浅沼組

代表取締役社長 浅沼健一

第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆さまには日頃よりご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入の上、平成27年6月25日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 平成27年6月26日（金曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
ホテルモントレ グラスミア大阪 21階 ブルーベルの間 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第80期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第80期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 株主総会参考書類及び添付書類（事業報告、計算書類、連結計算書類）の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asanuma.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、4月より施行された消費税増税に伴う駆け込み需要の反動が懸念されたものの、政府の経済対策や金融緩和策の効果により、企業業績や雇用情勢の改善が見られ、景気は全体として緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループの主たる事業である建設業界におきましては、公共建設投資は引き続き堅調に推移しました。民間建設投資については、住宅関連が消費税増税に伴う駆け込み需要の反動により減少したものの、非住宅関連は企業の業績改善を背景に設備投資が持ち直すなど、建設投資全体は前連結会計年度と同程度となるなど堅調に推移しました。

このような環境の下、当社グループの当連結会計年度の受注高は1,184億3千8百万円となり、前連結会計年度比6.6%の減少となりました。また、売上高は1,268億3千7百万円となり、前連結会計年度比6.9%の減少となりました。

部門別売上高は、建築事業が1,036億3千7百万円（前連結会計年度比7.8%減）、土木事業が218億4千3百万円（前連結会計年度比1.4%減）、その他事業が13億5千6百万円（前連結会計年度比23.1%減）であります。

この結果、当社グループにおける受注高・売上高・繰越高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建 築	113,086	96,127	103,637	105,576
	土 木	16,420	22,311	21,843	16,887
	計	129,506	118,438	125,481	122,463
そ の 他 事 業		-	-	1,356	-
合 計		129,506	118,438	126,837	122,463

損益に関しましては、営業損益については、26億8百万円の利益（前連結会計年度比85.8%増）となりました。

経常損益については、23億3千8百万円の利益（前連結会計年度比128.7%増）となりました。

当期純損益については、27億9千3百万円の利益（前連結会計年度比58.7%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資は、社内システムの機器拡張等の設備を中心に総額は1億9千4百万円であります。

なお、当連結会計年度中に、大規模太陽光発電設備（建物・土地・機械装置）を売却しております。

(3) 資金調達の状況

当社は経営環境の変化に柔軟に対応するため、安定的かつ機動的な資金調達枠を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的としてコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

次期の見通しにつきまして、わが国の経済は引き続き緩やかに回復すると期待されますが、海外景気の下振れなど景気下押しリスクにも留意する必要があります。

当社グループの主たる事業である建設業界につきましては、公共建設投資は引き続き堅調に推移、民間建設投資は、住宅関連が前年度の反動減からの回復、非住宅関連も好調な企業業績を背景とした活発な設備投資が期待されるなど、受注環境は引き続き好調に推移すると思われれます。一方、資材費の高騰や技術者不足による職人の確保等、企業収益に影響を与える懸念要素は引き続き存在するものと思われれます。

このような状況の中、当社グループといたしましては、好調な受注環境の中「選別受注」を徹底すると共に、工事原価管理・品質管理を一層強化し、安定した業績の確保を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りまじうようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成24年 3 月 期	平成25年 3 月 期	平成26年 3 月 期	平成27年 3 月 期
受 注 高 (百万円)	106,030	115,790	126,746	118,438
売 上 高 (百万円)	140,462	121,192	136,311	126,837
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	△8,496	△3,418	1,760	2,793
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△111.63	△44.92	23.13	36.71
総 資 産 (百万円)	124,162	107,110	106,341	104,143
純 資 産 (百万円)	11,316	8,672	8,481	13,650

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
浅沼建物株式会社	20百万円	100.0%	損害保険代理業

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社1社を含め4社であり、このほか持分法適用会社3社があります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、建設業法により特定建設業者として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関する事業、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として国土交通大臣免許を受けて不動産に関する事業、建築物・関連設備の管理メンテナンス事業、損害保険代理業を行っております。

(8) 主要な営業所

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 浪 速 区
大 阪 本 店	大 阪 市 浪 速 区
東 京 本 店	東 京 都 新 宿 区
名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 中 村 区
北 海 道 支 店	札 幌 市 豊 平 区
東 北 支 店	仙 台 市 青 葉 区
北 関 東 支 店	さ い た ま 市 大 宮 区
横 浜 支 店	横 浜 市 中 区
神 戸 支 店	神 戸 市 中 央 区
広 島 支 店	広 島 市 南 区
九 州 支 店	福 岡 市 博 多 区

② 子会社

名 称	所 在 地
浅 沼 建 物 株 式 会 社	大 阪 市 浪 速 区

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数
1,195 名	32 名減

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,282 <small>百万円</small>
株式会社りそな銀行	2,692
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,861
株式会社南都銀行	1,769
農林中央金庫	1,475
株式会社北陸銀行	1,320
三井住友信託銀行株式会社	1,015
株式会社群馬銀行	1,011
株式会社みずほ銀行	843

- (注) 1. 上記の借入先には、PFI事業を営む連結子会社に対する株式会社三井住友銀行を幹事とするプロジェクトファイナンスローン2件(借入先各々3社)総額3,609百万円並びに、株式会社足利銀行を幹事とするプロジェクトファイナンスローン(借入先7社)総額4,245百万円は含めておりません。
2. 当社においては、経営環境の変化に柔軟に対応するため、安定的かつ機動的な資金調達枠を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的としてコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該実行残高はございません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 293,565,000株
(2) 発行済株式の総数 77,386,293株 (自己株式1,291,418株を含む)
(3) 株主数 7,907名 (前期比192名減)
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
浅沼組弥生会持株会	3,892 ^{千株}	5.12%
株式会社三井住友銀行	3,775	4.96
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	3,391	4.46
浅沼組自社株投資会	1,879	2.47
浅沼健一	1,745	2.29
浅沼誠	1,358	1.79
浅沼一夫	1,350	1.77
神林忠弘	1,321	1.74
三井住友海上火災保険株式会社	1,244	1.63
株式会社南都銀行	1,235	1.62

(注) 1. 千株未満は切り捨てで表示しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成27年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	浅沼健一	執行役員社長	浅沼建物株式会社 代表取締役会長
取締役	廣田新次	常務執行役員 建築事業本部長	
取締役	内藤秀文	常務執行役員 東京本店長	
取締役	山腰守夫	常務執行役員 社長室長	
取締役	小島達行	常務執行役員 土木事業本部長	
取締役	上田隆史	常務執行役員 大阪本店長	
常勤監査役	赤松治		
監査役	石島隆		法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授 三栄源エフ・エフ・アイ株式会社 社外監査役
監査役	古林繁則		
監査役	山脇衛		社会福祉法人三秀会 監事

- (注) 1. 監査役石島隆氏及び山脇衛氏は、社外監査役であります。
2. 監査役石島隆氏は、公認会計士の資格を有し、また大学院教授として専門分野における豊富な知識・経験等を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役石島隆氏及び山脇衛氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当期中の取締役及び監査役の異動
就任 平成26年6月26日開催の第79期定時株主総会において、上田隆史氏が取締役
に選任され、就任いたしました。
5. 平成27年4月1日付で、取締役山腰守夫氏は常務執行役員社長室長 兼 海外事業
担当に、取締役小島達行氏は常務執行役員土木事業本部長 兼 安全環境管理本部長
に担当が変更になっております。
6. 当社は、最近の状況に鑑み社外取締役を置くことを検討してはりましたが、その選
任議案を株主総会に提案するには至っておりませんでした。本定時株主総会におい
て、株主総会参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役	6 名	98百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	4 名 (2 名)	23百万円 (8 百万円)
合 計	10名	122百万円

(3) 社外役員に関する事項

- ① 社外役員の重要な兼職先と当社の関係
当社とは記載すべき関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	石 島 隆	当期開催の取締役会24回中18回、監査役会13回中10回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からリスク管理及び決算の在り方等財務全般について発言を行っております。
	山 脇 衛	当期開催の取締役会24回中24回、監査役会13回中13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から内部統制システムや、コンプライアンスについて発言を行っております。

- ③ 社外役員の責任限定契約
責任限定契約は締結しておりません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	46百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。今後も経営・業務の適正性を確保するとともに、環境の変化に応じた見直しを行い、内部統制システムの改善を図ってまいります。その概要は以下のとおりであります。

なお、平成27年4月21日開催の取締役会において、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(法務省令第6号)が、平成27年5月1日に施行されたことを踏まえ、「内部統制システム構築の基本方針」について一部改定しております。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 企業行動規範、コンプライアンス宣言を基本としたコンプライアンス規程、取締役会規則、執行役員規則等を整備する。
 - ② コンプライアンス委員会及びコンプライアンス室を設置し、内部通報制度を構築する。
 - ③ 内部通報制度に基づく報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。
 - ④ 監査室を設置し、業務活動が法令等に準拠しているか等を客観的に評価し、改善・提言を行うことを目的とする内部監査を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役会規則、稟議規程等に従い適切に保存及び管理し、必要に応じて検証、規程等の見直しを行う。
- (3) 会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 事業推進に伴う損失の危険の管理については、リスクの適切な識別及び管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行い、業務に係る最適な管理体制を構築する。
- ① 日常業務に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署で対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議し、適切な対策を講じる。
 - ② 突発的に発生する災害等に伴うリスクについては、危機管理の手引き等に基づき対応する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は原則月1回開催し、また必要に応じて随時開催する。なお開催困難な場合は、書面決議ができるものとする。なお、重要案件については社長の諮問機関である経営会議に諮り、事前に検討し取締役会に上程する。
 - ② 経営上の意思決定と業務執行の明確化を目指して執行役員制度を採用する。

- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 関係会社にも当社の企業行動規範、コンプライアンス宣言を基本としたコンプライアンス規程等を適用することで、グループ全体の業務の適正化を図るとともに、内部通報制度についてもその通報窓口を関係会社にも開放し、これを関係会社に周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性とグループ内取引の公正性を確保する。
 - ② 当社は、関係会社管理規程に基づき関係会社の業務執行を管理し、関係会社は、定期的に当社取締役会へ業務執行についての報告を行うものとする。
 - ③ 関係会社における事業推進に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別及び管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築する。
 - ④ 当社と関係会社との間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査役補助者」という）を置くことを求めた場合における監査役補助者に関する事項
取締役会は監査役会と協議し、職務を補助すべき監査役補助者を置く。
- (7) 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項
監査役補助者を置く場合は、監査役補助者の任免・評価等について常勤監査役の同意を得るものとする。
- (8) 監査役が監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役補助者を置く場合は、監査役補助者に、監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。

(9) 監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役及び取締役は、取締役会において担当業務の執行状況について監査役に報告する。
- ② 取締役及び使用人、並びに関係会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、監査室が実施した内部監査結果、内部通報があった法令等の違反については、速やかに監査役に報告する。

(10) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、必要に応じて、法律・会計等の専門家に相談をすることができ、その費用は会社が負担するものとする。

(12) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査役監査基準に基づき適切な運営を行うとともに、業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席する。
- ② 監査役は、業務執行に関する重要な文書を随時閲覧し、必要に応じ取締役、使用人に対し説明を求めることができる。
- ③ 監査役と会計監査人及び監査室は相互に連携し、必要に応じて意見交換を行う。

(注) 事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	89,286	流動負債	77,978
現金預金	32,143	支払手形・工事未払金等	29,681
受取手形・完成工事未収入金等	45,770	短期借入金	20,146
未成工事支出金	5,560	未払金	10,266
その他のたな卸資産	208	未払法人税等	154
未収入金	5,437	繰延税金負債	4
繰延税金資産	0	未成工事受入金	8,605
その他	363	完成工事補償引当金	688
貸倒引当金	△ 197	工事損失引当金	1,282
固定資産	14,857	その他	7,147
有形固定資産	5,111	固定負債	12,514
建物・構築物	2,474	長期借入金	6,212
土地	2,430	繰延税金負債	1,364
その他	207	退職給付に係る負債	4,275
無形固定資産	381	その他	662
ソフトウェア	253	負債合計	90,493
ソフトウェア仮勘定	8	純資産の部	
その他	119	株主資本	12,154
投資その他の資産	9,364	資本金	8,419
投資有価証券	8,360	資本剰余金	970
長期貸付金	245	利益剰余金	2,902
その他	1,453	自己株式	△ 137
貸倒引当金	△ 694	その他の包括利益累計額	1,400
資産合計	104,143	その他有価証券評価差額金	2,695
		退職給付に係る調整累計額	△ 1,295
		少数株主持分	95
		純資産合計	13,650
		負債純資産合計	104,143

連結損益計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
完 成 工 事 高	125,481	
そ の 他 の 事 業 売 上 高	1,356	126,837
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	117,751	
そ の 他 の 事 業 売 上 原 価	1,129	118,881
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	7,729	
そ の 他 の 事 業 総 利 益	226	7,956
販売費及び一般管理費		5,348
営 業 利 益		2,608
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	277	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	13	
為 替 差 益	51	
そ の 他	27	369
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	535	
支 払 保 証 料	31	
そ の 他	71	638
経 常 利 益		2,338
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	199	
そ の 他	0	200
特 別 損 失		
そ の 他	5	5
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,533
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	173	
法 人 税 等 調 整 額	△ 446	△ 272
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		2,805
少 数 株 主 利 益		12
当 期 純 利 益		2,793

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式		
平成26年4月1日残高	8,419	970	△ 320	△ 136		8,932
会計方針の変更による 累積的影響額			429			429
会計方針の変更を反映 した当期首残高	8,419	970	109	△ 136		9,362
連結会計年度中の 変 動 額						
当 期 純 利 益			2,793			2,793
自己株式の取得				△ 0	△ 0	
自己株式の処分		0		0		0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	-	0	2,793	△ 0		2,792
平成27年3月31日残高	8,419	970	2,902	△ 137		12,154

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
平成26年4月1日残高	1,457	△ 1,991	△ 534	83	8,481
会計方針の変更による 累積的影響額					429
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,457	△ 1,991	△ 534	83	8,911
連結会計年度中の 変 動 額					
当 期 純 利 益					2,793
自己株式の取得					△ 0
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,238	696	1,934	12	1,946
連結会計年度中の変動額合計	1,238	696	1,934	12	4,739
平成27年3月31日残高	2,695	△ 1,295	1,400	95	13,650

連結注記表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 4社
連結子会社の名称 浅沼建物(株)、(株)城北シンフォニア、宇都宮郷の森斎場(株)、(株)ひらかたシンフォニア
- (2) 非連結子会社の名称 アサヌマ・コンストラクション・リミテッド・インターナショナル

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社の数 なし
- (2) 持分法を適用した関連会社の数 3社
持分法を適用した関連会社の名称 長泉ハイトラスト(株)、金沢宝町キャンパスサービス(株)、PFI大野城宿舍(株)
- (3) 持分法を適用しない非連結子会社の名称
アサヌマ・コンストラクション・リミテッド・インターナショナル

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

未成工事支出金 個別法による原価法

販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

材料貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した（リース資産を除く）建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過年度の実績を基礎に、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の補修見積額を算定し、計上しております。

③ 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事の損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 完成工事高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の現実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

- a. ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- b. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
- c. ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
- d. ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

「退職給付に関する会計基準」等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度から適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へと変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

これにより、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が429百万円減少し、利益剰余金が429百万円増加しております。

また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

前連結会計年度において流動資産の「その他」に含めて表示していた「未収入金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「未収入金」は1,859百万円であります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産

- (1) 下記の資産は、当社の短期借入金3,336百万円（1年内返済の長期借入金、極度額5,363百万円）の担保及びコミットメントライン契約に伴う担保に供しております。

現金預金	837百万円
建物・構築物	1,635百万円
土地	2,035百万円
投資有価証券	6,304百万円

- (2) 下記の資産は、P F I 事業を営む持分法適用関連会社等の借入金の担保に供しております。

投資有価証券	73百万円
長期貸付金	130百万円

(3) P F I 事業を営む連結子会社の事業資産をプロジェクトファイナンスローンの担保に供しております。

当該連結子会社の事業資産の額	8,550百万円
プロジェクトファイナンスローンの額	
短期借入金（1年以内返済の長期借入金）	1,701百万円
長期借入金	6,152百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,842百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、コミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントラインに係る借入未実行残高等は次のとおりです。

コミットメントラインの総額	5,000百万円
借入実行額	-百万円
差引額	5,000百万円

4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結損益計算書に関する注記〕

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 77,386,293株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	152	2	平成27年3月31日	平成27年6月29日

3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については基本的に銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

未収入金は、主に未収消費税等であり、その他は取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形・工事未払金等及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は主として営業取引に係る資金調達であり、長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段としております。なお、デリバティブ取引は金融リスク管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預金	32,143	32,143	-
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	45,770	46,262	491
(3) 未収入金	5,437	5,437	-
(4) 投資有価証券	7,481	7,482	0
資産計	90,833	91,325	492
(5) 支払手形・工事未払金等	29,681	29,681	-
(6) 短期借入金	20,146	20,146	-
(7) 未払金	10,266	10,266	-
(8) 長期借入金	6,212	6,558	345
負債計	66,307	66,653	345
(9) デリバティブ取引	-	-	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金預金 (3) 未収入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 受取手形・完成工事未収入金等
これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。
- (4) 投資有価証券
時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。
- (5) 支払手形・工事未払金等、(6) 短期借入金及び(7) 未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (8) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(9)参照)、当該金利スワップと一体として処理した元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (9) デリバティブ取引
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(8)参照)。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額878百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たりの純資産額	178円13銭
2. 1株当たりの当期純利益	36円71銭

「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たりの純資産額が5円64銭増加しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	80,520	流動負債	76,008
現金預金	31,504	支払手形	5,683
受取手形	2,280	工事未払金	23,872
完成工事未収入金	35,428	短期借入金	18,437
販売用不動産	166	未払金	10,266
未成工事支出金	5,560	未払消費税等	64
材料貯蔵品	42	未払費用	1,470
未収入金	5,366	未払法人税等	127
その他	367	繰延税金負債	4
貸倒引当金	△ 195	未成工事受入金	8,605
固定資産	15,028	預り金	2,482
有形固定資産	5,111	仮受消費税等	3,024
建物・構築物	2,474	完成工事補償引当金	688
機械装置・運搬具	21	工事損失引当金	1,282
工具器具・備品	185	その他	0
土地	2,430	固定負債	4,988
無形固定資産	381	繰延税金負債	1,356
ソフトウェア	253	退職給付引当金	2,979
ソフトウェア仮勘定	8	長期未払金	542
その他	119	その他	110
投資その他の資産	9,535	負債合計	80,997
投資有価証券	8,240	純資産の部	
関係会社株式	117	株主資本	11,865
長期貸付金	492	資本金	8,419
長期営業外未収入金	696	資本剰余金	970
破産債権、更生債権等	31	資本準備金	970
長期前払費用	1	その他資本剰余金	0
会員権及び入会金	238	利益剰余金	2,613
その他	412	その他利益剰余金	2,613
貸倒引当金	△ 694	固定資産圧縮積立金	420
資産合計	95,549	繰越利益剰余金	2,193
		自己株式	△ 137
		評価・換算差額等	2,686
		その他有価証券評価差額金	2,686
		純資産合計	14,552
		負債純資産合計	95,549

損益計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
完 成 工 事 高	125,466	
そ の 他 の 事 業 売 上 高	533	126,000
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	117,737	
そ の 他 の 事 業 売 上 原 価	447	118,184
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	7,729	
そ の 他 の 事 業 総 利 益	86	7,816
販売費及び一般管理費		5,316
営 業 利 益		2,499
営業外収益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	164	
為 替 差 益	51	
そ の 他	35	251
営業外費用		
支 払 利 息	395	
支 払 保 証 料	31	
そ の 他	71	498
経 常 利 益		2,252
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	199	
そ の 他	0	200
特 別 損 失		
そ の 他	4	4
税 引 前 当 期 純 利 益		2,448
法人税、住民税及び事業税	140	
法 人 税 等 調 整 額	△ 446	△ 306
当 期 純 利 益		2,754

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
平成26年4月1日残高	8,419	970	0	970	1,155	△ 1,726	△ 570
会計方針の変更による累積的影響額						429	429
会計方針の変更を反映した当期首残額	8,419	970	0	970	1,155	△ 1,296	△ 141
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩				-	△ 735	735	-
当期純利益				-		2,754	2,754
自己株式の取得				-			-
自己株式の処分			0	0			-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				-			-
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0	△ 735	3,490	2,754
平成27年3月31日残高	8,419	970	0	970	420	2,193	2,613

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成26年4月1日残高	△ 136	8,681	1,449	10,131
会計方針の変更による累積的影響額		429		429
会計方針の変更を反映した当期首残額	△ 136	9,111	1,449	10,561
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-
当期純利益		2,754		2,754
自己株式の取得	△ 0	△ 0		△ 0
自己株式の処分	0	0		0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		-	1,236	1,236
事業年度中の変動額合計	△ 0	2,754	1,236	3,990
平成27年3月31日残高	△ 137	11,865	2,686	14,552

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

③ その他有価証券

a. 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b. 時価のないもの 移動平均法による原価法

（注） その他有価証券については、時価もしくは実質価額が帳簿価額に比べて30%以上下落した場合に「著しく下落した」と判断しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 未成工事支出金 個別法による原価法

② 販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ 材料貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した（リース資産を除く）建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過年度の実績を基礎に、当事業年度の完成工事高に対する将来の補修見積額を算定し、計上しております。

(3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事の損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額の期間帰属方法は給付算定式基準を採用しております。過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. 完成工事高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 退職給付に係る会計処理

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度から適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へと変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が429百万円減少し、繰越利益剰余金が429百万円増加しております。

また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産

(1) 下記の資産は、当社の短期借入金3,336百万円（1年内返済の長期借入金、極度額5,363百万円）の担保及びコミットメントライン契約に伴う担保に供しております。

現金預金	837百万円
建物・構築物	1,635百万円
土地	2,035百万円
投資有価証券	6,304百万円

(2) 下記の資産は、PFI事業を営む関係会社等の借入金の担保に供しております。

投資有価証券	59百万円
長期貸付金	373百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	2百万円
長期金銭債権	381百万円

4. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、コミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末におけるコミットメントラインに係る借入未実行残高等は次のとおりです。

コミットメントラインの総額	5,000百万円
借入実行額	-百万円
差引額	<u>5,000百万円</u>

5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

営業取引 6百万円

営業取引以外 53百万円

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当事業年度の末日における自己株式の数 1,291,418株

2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金負債の主な内容は、その他有価証券評価差額であります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たりの純資産額 191円24銭

2. 1株当たりの当期純利益 36円20銭

「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たりの純資産額が5円64銭増加しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月21日

株式会社 浅沼組
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井憲一郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村上和久 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社浅沼組の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社浅沼組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月21日

株式会社 浅沼組
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井憲一郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村上和久 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社浅沼組の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして平成27年5月1日施行の会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月21日

株式会社 浅沼組 監 査 役 会

常勤監査役	赤松	治	Ⓞ
監査役	石島	隆	Ⓞ
(社外監査役)			
監査役	古林	繁則	Ⓞ
監査役	山脇	衛	Ⓞ
(社外監査役)			

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、平成23年3月期以来、誠に遺憾ながら無配を継続してまいりましたが、この間、本業の底力を再生するとともに、収益力の強化、財務体質の改善等に取り組んでまいりました。

当期の業績に改善がみられたこと、及び、今後の業績動向・内部留保等を勘案し以下のとおり復配いたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株について2円 総額152,189,750円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 社外取締役の招聘に伴い、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、今後も引き続き社外取締役として適切な人材を確保できるようにするため、社外取締役と責任限定契約を締結することができる規定を新設いたします。

なお、本議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 以上のほか、規定の新設に伴い条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 第18条～第22条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第23条～第32条 (省 略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第18条～第22条 (現行どおり)</p> <p><u>第23条 (社外取締役との責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>第24条～第33条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<small>あさ ぬま けん いち</small> 浅沼健一 (昭和25年12月17日)	昭和48年4月 当社入社 昭和60年2月 当社取締役 本社海外事業部次長 平成元年2月 当社常務取締役本社人事部長 平成3年6月 当社代表取締役常務取締役 社長室長兼本社人事部長 平成4年11月 当社代表取締役専務取締役 社長室長 平成7年6月 当社代表取締役 取締役社長 平成16年6月 当社代表取締役社長 執行役員社長 平成23年12月 当社代表取締役社長 執行役員社長 事業本部長 平成24年4月 当社代表取締役社長 執行役員社長 統括事業本部長 平成25年4月 当社代表取締役社長 執行役員社長 現在に至る (重要な兼職の状況) 浅沼建物株式会社 代表取締役会長	1,745,450株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
2	ひろ た しん じ 廣 田 新 次 (昭和25年7月15日)	昭和48年4月 当社入社 平成15年9月 当社大阪本店営業第2部長 平成19年6月 当社常務執行役員東京本店長 平成20年6月 当社代表取締役常務執行役員 東京本店長 平成21年6月 当社取締役常務執行役員 東京本店長 平成23年4月 当社取締役常務執行役員 東京本店駐在 平成24年4月 当社取締役常務執行役員 統括副事業本部長 平成25年4月 当社取締役常務執行役員 建築事業本部長 現在に至る	12,000株
3	ない とう ひで ふみ 内 藤 秀 文 (昭和26年2月2日)	昭和50年4月 当社入社 平成15年4月 当社東京本店営業第3部長 平成21年4月 当社執行役員 東京本店営業統括部長 平成23年4月 当社常務執行役員東京本店長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員 東京本店長 現在に至る	14,000株
4	やま こし もり お 山 腰 守 夫 (昭和30年9月3日)	平成14年6月 株式会社三井住友銀行 新宿法人営業第二部長 平成15年6月 同行本店(東京)上席調査役 平成16年4月 同行名古屋法人営業第二部長 平成18年4月 同行業務監査部 上席考査役 平成19年6月 当社入社 執行役員 東京本店建築営業担当 平成24年4月 当社常務執行役員 統括副事業本部長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員 統括副事業本部長 平成25年1月 当社取締役常務執行役員 社長室長 平成27年4月 当社取締役常務執行役員 社長室長 兼 海外事業担当 現在に至る	20,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	こじま たつ ゆき 小島 達行 (昭和25年6月13日)	昭和49年4月 当社入社 平成15年10月 当社大阪本店土木部長 平成19年10月 当社大阪本店土木部統括部長 平成21年4月 当社大阪本店副本店長（土木担当） 平成22年4月 当社執行役員 大阪本店副本店長（土木担当）兼経営企画本部副本部長（土木担当） 平成23年12月 当社執行役員 大阪本店副本店長（土木担当）兼事業本部副本部長（土木担当） 平成24年4月 当社執行役員 土木事業本部長 平成24年6月 当社取締役執行役員 土木事業本部長 平成26年4月 当社取締役常務執行役員 土木事業本部長 平成27年4月 当社取締役常務執行役員 土木事業本部長 兼 安全環境管理本部長 現在に至る	16,000株
6	うえだ たか し 上田 隆史 (昭和24年9月11日)	昭和43年4月 当社入社 平成18年10月 当社広島支店建築部長 平成20年7月 当社大阪本店建築部長 平成21年4月 当社執行役員 東京本店副本店長（建築担当） 平成24年4月 当社常務執行役員 大阪本店長 平成26年6月 当社取締役常務執行役員 大阪本店長 現在に至る	50,000株
7	の ぜ え か な こ 野末佳奈子 (昭和44年8月17日)	平成13年10月 弁護士登録 きっかわ法律事務所入所 平成16年5月 野末法律事務所入所 平成17年10月 民事調停委員就任 （平成19年7月退任） 平成19年8月 辻中法律事務所入所 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社シマノ 社外監査役	-

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 野末佳奈子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は下記のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
野末佳奈子氏は、弁護士として専門分野における豊富な知識・経験等を有することなどから、当社の業務執行の適法性確保のために有益であると判断したためであります。
- (2) 社外取締役候補者が職務を遂行ことができると判断する理由について
野末佳奈子氏は、弁護士としての専門的知見並びに企業法務に関する豊富な経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしております。
4. 当社は、野末佳奈子氏が社外取締役に就任された場合、第2号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件に、社外取締役としての役割を十分に発揮できるよう同氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
5. 社外取締役候補者野末佳奈子氏が社外取締役に就任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役赤松治氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
こうだいちろう 香田一郎 (昭和26年1月14日)	昭和48年4月 当社入社 平成13年10月 当社東京本店経理部長 平成15年12月 当社東京本店営業第2部長 平成19年10月 当社東京本店監査室長 平成21年11月 当社本社監査室長 現在に至る	-

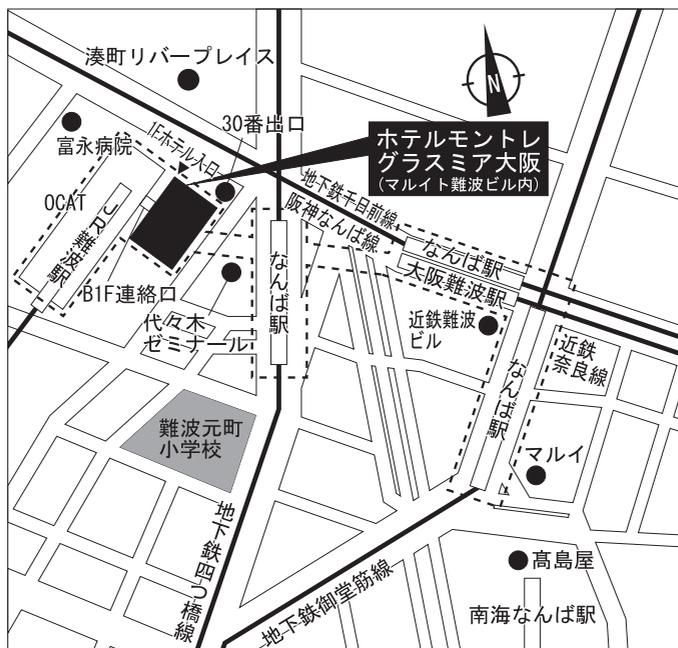
(注) 監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
ホテルモントレ グラスミア大阪 21階 ブルーベルの間
電話 06-6645-7111 (代表)
※マルイト難波ビル1F及びB1Fにホテル用入口がございます

電 車 ◆南海「なんば駅」3F北改札or2F中央改札より徒歩約10分
地下鉄及び近鉄・阪神をご利用の際は、地下道30番出口にて直結
◆地下鉄四つ橋線「なんば駅」B1F北改札より徒歩約1分
◆地下鉄千日前線「なんば駅」B2F西改札より徒歩約2分
◆地下鉄御堂筋線「なんば駅」B1F北西or北東改札より徒歩約5分
◆近鉄・阪神「大阪難波駅」B2F西改札より徒歩約2分
JRをご利用の際は、B1F連絡口にて直結
◆「JR難波駅」B1F改札より徒歩約1分



(駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。)